

# 平成30年度海外進出促進支援補助金 募集開始のお知らせ

～県内事業者の皆様へ～

## 海外進出をサポートする補助金の募集を開始しました！

海外販路開拓に取り組む意欲のある事業者の皆様を対象に、「海外見本市」への出展、また、「現地販売拠点」の立ち上げに係る経費の一部を県が支援します。

奈良県産業振興総合センターは、当補助金事業のサポートも実施しますので、是非ご活用ください！

### 1. 補助対象事業者

県内に事務所、または事業所を有する資本金3億円以下・常時従業員数300人以下の製造業者等。ただし、農業、林業（素材生産業等を除く）、漁業は対象外とします。

### 2. 補助対象事業（注）申請は（1）か（2）のいずれかの事業に限ります。

#### （1）海外見本市出展事業

事業者が単独で海外見本市へ出展する場合の経費（小間料）を補助します。見本市への出展は短期間に多くのバイヤーと接触することができ、効率的に商談を進めることができます。

【要件】 日本貿易振興機構（ジェトロ）が出展している見本市、または、出展を支援している見本市に出展すること 等

例：International Wine & Spirits fair（酒 香港）、Manufacturing Indonesia（機械、部品 インドネシア）、インターナショナルホーム&ハウスウェアショー（雑貨 シカゴ）等40見本市以上

【補助金】 小間料の2/3以内を補助（ただし、1回あたり50万円、1者あたり2回まで）

#### （2）販売拠点進出調査事業

県内に事業所を残しつつ、現地で販売拠点を立ち上げようとする事業者を対象に、「マーケティング調査」や「テスト販売」に要する経費を補助します。

【要件】 ジェトロ事務所が所在する海外都市において販売拠点（※）の設置を予定していること 等

（※）これまで取り組んだことのない国・地域における現地法人（合資・独資）又は現地支店

例：アメリカ、中国等世界54カ国に74事務所（2017.11.1現在）

【補助金】 上記経費の2/3以内を補助（ただし、1者あたり300万円を限度とします。）

### 3. 申込締切 平成30年5月25日（金） 午後5時まで

### 4. 申込方法・お問い合わせ先

奈良県産業振興総合センター 創業・経営支援部 経営支援課 経営革新係

TEL 0742-33-0817 FAX 0742-34-6705

○募集について、様式等はホームページに掲載しております。

「奈良県ホームページ」→「県の組織」→「産業・雇用振興部 産業振興総合センター」→「各種募集、セミナー、イベントの案内」の4月23日掲載分をご覧ください。

# 平成30年度 海外進出促進支援補助金 募集要領

## 1. 目的

人口減少による国内での需要減少等の構造変化に立ち向かうため海外で新たな市場を開拓し、販路を確保することにより、新たな顧客の獲得を目指そうとする意欲の高い県内の中小企業を支援することで域外交易力の強化を図るとともに、県内産業の体質強化につなげていくことを目的とします。

## 2. 対象事業

### ①海外見本市出展事業

自社が取り扱う対象商品（※注1）を売り込むため、単独で海外見本市（※注2）へ出展し、バイヤー等との商談を通じて、新たな販路を切り拓こうとする事業です。

### ②販売拠点進出調査事業

海外市場開拓（※注3）に向け、県内に事業所を残しつつ、現地で販売拠点（※注4）を立ち上げるため、対象商品群（※注5）に係るマーケティング調査やテスト販売を通じて、自社の進出計画案の実現可能性を検証し、その結果を活かして販売拠点の設置につなげようとする事業です。

※留意事項 ①又は②のどちらかしか申請できません。

※注1：対象商品 県内で生産・製造され、又は付加価値が高められ、奈良の認知度の向上に資する魅力ある商品であり、海外見本市への出展等に供するものをいいます。

※注2：海外見本市 独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）が自ら出展し、又は日本企業の出展を支援している有力な見本市で、かつ、ジェトロの事務所、又は、「奈良県及び公益財団法人奈良県地域産業振興センターと三井住友海上火災保険株式会社との地域産業への経営支援連携に関する協定」先である三井住友海上火災保険株式会社の事務所若しくは支店が所在する海外の都市で開催されるものであり、多くのバイヤー等との商談を通じて、対象商品の販路の開拓に資するものをいいます。

JETRO の支援としては、新輸出大国コンソーシアム（事務局：JETRO）奈良窓口による支援相談も含まれます。

・新輸出大国コンソーシアム（事務局：JETRO）奈良窓口

〒630-8031 奈良市柏木町129-1 奈良県産業振興総合センター内

TEL：080-8487-9879 FAX：06-4705-8650

※注3：海外市場開拓 この補助金の交付を受けようとする者がこれまで継続的に取り組んだことのない日本以外の国又は地域において、対象商品群で新たな市場を切り拓き、その市場への販路を確保しようとする取組をいいます。

※注4：販売拠点 海外市場開拓に向け、ジェトロの事務所又は協定企業の事務所若しくは支店が所在する海外の都市において設置しようとする現地法人（進出先国の国内法人（独資又は合資に限る。）をいう。）、現地支店（日本国内における本社と同一法人の海外支店をいう。）又はこれらに類するものをいいます。

※注5：対象商品群 対象商品を中心とした商品群をいい、海外市場開拓に供するものをいいます。

### 3. 補助対象となる経費、補助金上限額、補助率等

事業区分	補助対象経費		補助率
	区分	費目	
(1)海外見本市出展事業 補助上限額 500千円/回 (1者当たり2回まで)	出展小間料	負担金、会場賃借料など、小間設営に知事が必要と認める経費	2/3以内
(2)販売拠点進出調査事業 補助上限額 3,000千円×3者	マーケティング調査費	謝金、委託費、旅費、翻訳通訳費、雑役務費など、マーケティング調査に知事が必要と認める経費	2/3以内
	テスト販売費	謝金、会場賃借料、委託費、旅費、海外輸送費、広報費、翻訳通訳費、雑役務費など、テスト販売に知事が必要と認める経費	
	その他の経費	その他知事が必要と認める経費	

- ※1 海外見本市出展事業に係る補助対象経費（出展小間料）は、原則として海外見本市の主催者が定める出展に要する必要最小限度の基本仕様に係る経費とします。
- ※2 経費の支払は、原則として金融機関を経由した振込みにより行うこととします。
- ※3 外国貨幣を基礎として支出する経費については、出納官吏事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（財務省告示）に定める、当該外国貨幣に係る外国貨幣換算率により換算した邦貨額をその経費とします。実支払日の為替レートではありません。
- ※4 申請を行う際は、別紙「補助対象経費について」をご確認ください。

### 4. 対象となる事業者

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号（※）又は第2号に規定する会社又は個人、中小企業信用保険法第2条第1項第3号に規定する中小企業等協同組合、又は、中小企業信用保険法第2条第1項第10号に規定する酒造組合又は酒販組合であって、県内に事務所又は事業所を有していることが必要です。（※農業、林業（素材生産業等を除く）、漁業は対象外）

なお、奈良県小規模企業振興基本条例第二条第1項に該当する事業者については、募集要領7審査方法にも記載のとおり、二次審査において加点評価します。該当する事業者は、中小企業基本法第二条第5項に該当する者、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者で、県内に事務所又は事業所を有する者です。

また、次のいずれかに該当する者は、対象外となります。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 県税を滞納している者
- ③ 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中である者
- ④ 役員に、法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、もしくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる者
- ⑤ 奈良県補助金等交付規則第4条第2項各号のいずれかに該当する者

## 5. 補助事業者の要件

補助金の申請にあたっては、次の要件を満たしていることが必要です。

- ① 補助事業を的確に遂行する技術的能力を有すること。
- ② 補助事業を遂行するために必要な自己資金の調達が可能であること。
- ③ 事業の遂行において、的確な管理体制と処理能力を有すること。
- ④ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ⑤ 本実施事業に関わる内容で、当該年度に県や国及び団体等から補助金又は委託費等を受けたことがない者であること。

## 6. 補助対象外

次に掲げるものについては、補助の対象とはなりません。

- ・ 海外の展示会におけるジェトロのジャパンプース出展者として採択された場合
- ・ 補助事業の採択前に行った発注、契約したものに係る費用

対象となる事業は、交付決定日以降に着手したものに限りです。

ただし、補助事業の着手（事業実施〔見本市参加等〕にあたり行う契約締結等）は、原則、交付決定後に行うものであるが、事業の効果的な実施上やむを得ず交付決定前に着手しようとする場合は、事業計画書の提出時に、補助金交付決定前着手届（第2号様式）を提出して下さい。

なお、補助金交付決定前着手届（第2号様式）に記載のとおり補助対象となる経費は、交付内定通知日以降に支出されたもののみを対象とします。

## 7. 審査方法

二次の審査を経て、県が採択を決定します。

- 一次審査（書類審査）
  - 補助事業の目的、形式的審査要件に適合しているか。
  - 二次審査基準に適合しているか。

- 二次審査（プレゼンテーション審査）

審査機関：海外進出促進支援補助金交付事業評価委員会

審査基準：以下の項目について、審査を行います。

各項目は、交付要綱第1号様式（別記1）補助事業計画書 2 補助事業計画の内容に基づくものです。補助事業計画書は詳細に記載して下さい。

- ① 海外見本市出展事業：取組姿勢、課題分析、目標の的確性、対象商品、出展における工夫内容等
  - ② 販売拠点進出調査事業：取組姿勢、課題分析、目標の的確性、対象商品、進出予定地での実施体制等
- ① ②共通 経費の明細内容が適正であるか。

- 奈良県小規模企業振興基本条例第二条第1項に該当する事業者は、加点点評価します。

なお、審査にあたり、事前にヒアリング又は12に規定するもの以外の書類の提出をお願いする場合があります。また、選考は非公開で行い、選考の結果等に関する問い合わせには一切応じません。

選考結果については、全ての申込者に対して書面で通知します。

## 8. 補助金の支払い

補助金は、補助事業の実績に応じて交付しますので、補助対象物件や証拠書類（見積書～領収書、元帳等）などについて実地検査を行い、実績を確認します。また必要に応じて、中間検査等を実施します。

補助金の支払いは、実施検査を経て実績を確定してからとなります。このため、補助事業者は、補助金の交付を受けるまで、経費の立替払が必要となります。なお立替払にあたっては、原則として銀行振込など金融機関経由で行ってください。

## 9. 補助事業者の義務

補助金の交付決定を受けた者は、「奈良県補助金等交付規則」、「海外進出促進支援補助金交付要綱」及び交付決定通知書の交付条件に基づいて、次の条件を守らなければなりません。

- ① 補助事業の遂行状況について報告すること。
- ② 補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年間、補助事業の企業化の状況を報告すること。
- ③ 補助事業の終了した日の属する会計年度終了後、補助事業にかかる事業化の成果、補助事業に基づき取得した産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施結果の他への供与により、知事が収益が生じたと認めたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付すること。
- ④ 補助対象経費により取得し又は効用の増加した機械等の財産については、取得財産等管理台帳を備えるとともに、補助事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理すること。また処分が制限された期間内に財産を処分する必要がある場合は、事前に知事の承認を受け、処分によって得た収入の全部又は一部を県に納付すること。
- ⑤ 補助事業にかかる経理については、帳簿及び証拠書類を備え、他の経理と明確に区分するとともに、補助事業完了の属する年度の終了後、5年間保存すること。また知事の求めがあったときは、いつでも閲覧に供すること。
- ⑥ 補助事業終了後、その成果の発表を依頼することがあること。

## 10. 交付決定の取消し、補助金の返還

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、「奈良県補助金等交付規則」、「海外進出促進支援補助金交付要綱」に基づき、交付決定の一部又は全部を取り消し、又は変更することや既に交付した補助金がある場合は、その一部又は全部の返還を求める場合があります。

- ① 規則、交付要綱の規定に違反したとき
- ② 交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき
- ③ 補助金を本事業以外の用途に使用したとき
- ④ 不正、怠慢その他不適當な行為をしたとき など。

## 11. 成果の帰属

補助事業により発生した産業財産権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）は、補助事業者に帰属します。

## 12. 応募手続き

### ①募集期間

平成30年4月23日（月）～平成30年5月25日（金）

午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日は除く。）

※ 郵送の場合は、配達時刻が証明できる方法によってください。

※ 期限を過ぎての受付は一切できません。

### ② 提出書類

- 補助金事業計画書及び誓約書（交付要綱第1号様式、別記1、別記2）
- 補助金交付決定前事前着手届（交付要綱第2号様式）※必要な場合のみ
- 過去2ヶ年の貸借対照表、損益計算書（二部）

- 登記事項証明書及び定款（法人の場合）（登記事項証明書原本は一部・写し一部、定款は写し二部）
- 県税（全税目）の滞納がないことの証明（原本一部・写し一部）
- その他、事業計画の参考となる書類（会社概要、商品画像、その他）（二部）
  - ※ 事業計画書（交付要綱第1号様式）事前着手届（交付要綱第2号様式）は、奈良県 HP からダウンロード可。
  - ※ 郵送又は持参によること。FAX、E-mail は受付不可。
  - ※ 法人の場合は、代表者印を押印してください。

③ 提出先（お問い合わせ先）

奈良県産業振興総合センター 経営支援課 経営革新係  
〒630-8031 奈良市柏木町129-1  
電話 0742-33-0817

### 1.3. スケジュール（予定）

- 4月 事業計画書の募集
- 5月 第一次審査
- 6月 第二次審査  
採択案件の内定、補助金交付申請  
交付決定
- 随時 事業遂行状況の報告  
実績報告書の提出、完了検査を実施。補助金の交付

※海外見本市出展事業のうち、平成31年3月に開催される見本市・展示会についての  
事業実績報告書は、平成31年3月20日迄に提出すること。

※販売拠点進出調査事業については、事業実施を平成31年2月28日迄に完了し、速やかに  
事業実績報告書を提出すること。

以 上